

入札公告

「タブレット端末等購入支援事業に係る補助対象世帯認定業務」委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和8年4月28日

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜次

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 「タブレット端末等購入支援事業に係る補助対象世帯認定業務」委託 一式
- (2) 業務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 令和8年6月17日（水）から令和8年11月16日（月）まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 本事業の目的に沿った企画等を実施できる法人格を持つ団体であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められた者であること。
- (5) 本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- (7) 国税及び県税を滞納している者でないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、必要な書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、原則として本件入札に参加する資格が与えられない。

- (1) 提出期間 令和8年5月14日（木）16時まで

(2) 提出場所及び問い合わせ先

ア 郵便番号 960-8688

イ 住所 福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎5階）

ウ 機関名 福島県教育庁教育総務課

エ 電話番号 024-521-8658

オ E-mail k.kyouikusoumu@pref.fukushima.lg.jp

(3) 提出方法 郵送、持参又は電子メール（押印を要する書類を除く）による

※ 郵送による場合は、簡易書留等発着履歴を残せる形式とし、提出期限を必着とする。

4 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先は、3(2)に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年5月27日（水）午前10時

イ 場所 福島県庁西庁舎4階 教育総務課分室1

(3) その他 入札方法は持参によるものとし、郵便による入札は認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札者に要求される事項

開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

入札説明書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告2のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記1に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1。以下「資格確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、入札公告3(2)に示す場所に提出し、入札に必要な資格の確認を受けること。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、原則として本件入札に参加する資格が与えられない。

ア 全部事項証明書（登記簿）謄本

提出日3か月以内に発行されたもの

イ 納税証明書（国税（その3の3）及び（県税（一般））

提出日3か月以内に発行されたもの。

ウ 履行実績がわかるもの（様式任意）

本業務委託と同等の業務に関する過去3年以内の実績（発注者、受注者、業務規模、業務期間、業務地域、契約金額等が明示されているもの。民間・官公庁いずれに対する実績かは問わない。）

※委託契約書の写し等

エ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式6）

- (2) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しない。

3 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書（様式2）に必要とする事項を記載し、入札公告4(2)に示す提出日時及び場所へ持参すること。

- (2) 郵便による入札は認めない。

- (3) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書の写し

イ 委任状（様式3） ※ 代理人が出席し、入札する場合

- (4) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

4 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札公告4(2)に掲げる日時までに入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
なお、入札保証金の免除を希望する者は、入札公告3(1)に掲げる期日までに、以下の書類を入札公告3(2)に示す場所に提出すること。ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者はこの限りでない。
 - ① 入札保証金納付免除申請書（様式4）
- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条による。

5 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、入札公告4(2)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は入札参加資格の確認を受けるものとする。
なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち合わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (5) 再度の入札は1回までとする。
- (6) 前号においても落札者が決定しないときは、再度の入札で低価格の入札をした者による随意契約に移行する。その際は、入札書（見積書）（様式2）に必要事項を記載して提出すること。

6 入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式5）により令和8年5月11日（月）正午までに福島県教育委員会教育長に説明を求めることができる。
提出は、教育総務課へ電子メールで提出することとし、提出した旨を電話にて連絡することとする。
福島県教育委員会教育長は、令和8年5月13日（水）までに福島県教育庁教育総

務課のホームページに掲載する方法により回答するものとする。

- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

8 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) その他県において特に指定した事項に違反した入札

10 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

11 契約保証金

- (1) 落札者は、契約額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条による。

12 契約書等の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

13 契約条項

契約書（案）による。

14 その他

この入札説明書に疑義がある場合は、入札前において入札者はその疑義について一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式5）により説明を求めることができる。

提出は、教育総務課へ電子メールで提出することとし、提出した旨を電話にて連絡することとする。

15 当該契約に関する事務を担当する部門

郵便番号 960-8670

住 所 福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎5階）

機 関 名 福島県教育庁財務課

電 話 024-521-7758